**鳥取県地域自立支援協議会　第1回就労支援部会（9月7日）**

**（野嶋係長）**　皆様本日はお忙しい中ありがとうございます。定刻となりましたので、令和８年度鳥取県地域自立支援協議会の第１回就労支援部会を開催させていただきます。事前に御案内したとおり委員の皆様、オブザーバーの皆様、御出席いただけるようになっておりますが、山中理事長が少し遅れて参加されるということで御連絡がありましたので、いらっしゃったらその際にお知らせをいたします。本日御参加いただいている中で障害者職業センターから参加していただいている高向様ですが、ちょっとマイクの調子がよろしくないということで発言される際はチャットで事務局のほうに送っていただいて事務局のほうから御意見代わりに読み上げさせていただきますので、その旨御承知いただきますようお願いいたします。

それでは開催にあたりまして、まず、鳥取県障がい福祉課の山﨑課長より御挨拶を一言申し上げます。

**（山﨑課長）**　障がい福祉課長の山﨑でございます。本日はお忙しいところお集まりいただき、部会に参加いただきましてありがとうございます。本年は障がい者プランの改訂年ということでこの部会を開催させていただいております。就労支援関係においては、令和６年度に策定した新たな工賃向上プランに基づいて、県としても補助金の創設だったり、魅力あるＢ型を目指した取組を行っておりますし、皆様の御尽力もありまして工賃も引き続き全国と比べても高い水準を保っております。

そして、もう１つ大きな論点として、就労選択支援が令和７年 10 月から始まりましたけれども、令和９年４月から、Ａ型も原則利用という話になっておりまして、このサービスの充実も論点だと考えています。後ほど事務局から説明させていただきますけれども、国からも基本指針が示されておりますのでそういったものを参考にしながら、鳥取県の就労支援サービス、これの充実に向けて忌憚なき御意見いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**（野嶋係長）**　ありがとうございました。ただいま鳥取市の障がい福祉課の足立委員様からチャットが届いておりておりまして、カメラの不具合があり表示がされないということですが、音声のほうはやり取りできるということですので御承知おきいただきますようお願いいたします。では、早速議事に移る前に資料の確認と注意事項をあらかじめお伝えしたいと思います。まず、本日の資料ですが、議題に沿って資料１、資料２、資料３と御用意させていただいております。また、参考資料としても３資料添付しております。事前にメールのほうでお送りしましたけれども、皆様おそろいということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。また、本日御出席の委員及びオブザーバーの皆様につきましては、事前に出席者名簿のほうをお送りしておりますのでそちらで御確認いただきまして御紹介のほうは省略とさせていただきます。

また、本日は、発言時以外はマイクをミュートにしていただきまして発言される際にマイクをオンにしていただきたいと思います。発言される際は挙手などをして、部会長が指名された後にマイクをオンにしていただきまして所属やお名前を言っていただいて御発言いただければと思います。それでは議事のほうを部会長の尾﨑様にお任せしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

**（尾﨑部会長）**　皆さん、こんにちは。本日こちらの会を進行させていただきます地域生活支援センターみんなの家、相談支援事業所ですが、そこの相談員の尾﨑と申します。よろしくお願いいたします。本日ですが、全員御出席ということでいろいろな御意見をいただけたらと思いますのでよろしくお願いします。３時までが会議となっております。スムーズな進行を心がけたいと思いますので御協力のほうよろしくお願いします。

それでは、早速議事のほうに移りたいと思います。本日は鳥取県障がい者福祉プランの改訂についてということと、２番目の就労選択支援に係る県内の状況についてということで２つ議事があるんですけれども、どちらの議事にも関わってくることなので一括して協議していきたいと思います。それでは事務局のほうから説明をお願いいたします。

**（野嶋係長）**　ありがとうございます。では、事務局のほうから資料に沿って御説明をさせていただきます。資料のほう共有させていただきます。本日の議事ですが、次第のとおり鳥取県障がい者プランの改訂について、就労選択支援に係る県内の状況についてですが、先ほどお話しいただきましたとおり一括して御説明をさせていただきます。資料順に説明させていただきます。

まず、資料１のほうを御覧ください。既にほかの部会に出られ方もいらっしゃるかと思いますが、このたびの会議では令和９年度の鳥取県障がい者プランの改訂に向けて県が特に取り組むべき施策やプランに掲げるべき項目について皆様に協議していただきたいと考えております。なお、鳥取県工賃３倍計画というのは令和５年度まで別立ての計画でありまして、期間は６年間となっていましたが、令和６年度第４期計画から鳥取県障がい者プランのほうに統合されているところです。なので、工賃３倍計画については改訂のタイミングではないということになりますが、障がい者プランの改訂のタイミングに併せて見直しのほうを検討するということになっております。

続いて、資料２のほうに移らせていただきます。こちらには障がい者の就労支援や工賃に係る幾つかのトピックス、プラン改訂のスケジュール、就労支援関係の成果目標等について記載しております。まず、新たな工賃向上プラン実現への取組という項目についてです。記載のとおり令和６年度において工賃月額及び支払い総額のほうは増加しましたが、伸び率のほうは低調となっているところです。また、前回改訂時の魅力あるＢ型実現目標への取組としまして、新たな工賃向上プラン実現加速化事業補助金という補助制度を創設させていただいたところです。令和８年度においてはその拡充を行っております。

続きまして、もう１つトピックスとして令和７年度から始まった就労選択支援についてでございますが、こちら県内の現状について資料３のほうを御確認ください。就労選択支援というものは就労アセスメントの手法を活用して障がい者本人の就労先や働き方について、よりよい選択を支援するサービスとなっております。昨年 10 月から始まりまして、就労継続支援Ｂ型の利用を新たにされる意向がある障がい者は原則利用することになっておりまして、令和９年度からはＡ型の利用意向がある方についても原則利用の対象となるところです。この具体的な取扱いについては、厚生労働省のほうから通知がある予定となっております。資料にございますとおり鳥取県内では、西部圏域に３事業所を指定している状態ですが、東部圏域及び中部圏域については事業所がまだないという状態になっております。また、資料３－３のほうを見ていただければと思いますが、鳥取県では就労選択支援の核となる就労アセスメントの質の向上を目的としまして就労ア

セスメント推進事業というのを社会福祉法人あしーどに委託して行っているところです。具体的には就労アセスメントの実践のための研修会、アセスメントに基づいて標準的作業検討委員会を行っているところです。

では、資料２のほうに戻っていただきますようお願いします。プランの改訂に関わるトピックスについて御説明させていただきます。３番目の優先調達の促進について記載させていただいております。障害者優先調達推進法に基づきまして、官公庁では障がい者の就労支援施設に優先的な発注を行うことになっておりますが、鳥取県の発注実績は横ばい状態が続いておりまして昨年度の決算審査のほうでも指摘があったところです。県としましても新たに発注の可能な業務の掘り起こしを進める必要がありますが、その一環としまして、現在公文書等のデジタル化の作業をＢ型事業所で行う事業について、県で検討しているところでありまして、仕様や発注形式の検討を順次進めているところでございます。

続いて農福連携について記載しております。こちらは令和６年度に農福連携等推進ビジョンが改訂されまして障がい者だけではなく社会的要支援者の対象拡大等がなされたところです。しかしながら、障がい福祉施策としましては、引き続き障がい者就労支援施設と農業者のマッチングであったり、意識啓発などの取組を進めていこうと考えているところでございます。改訂に関わるトピックスの説明は以上となります。

続きまして、障がい者プランの改訂のスケジュールについて御説明をさせていただきます。過去の会で出された意見等を集約させていただきまして 10 月頃に素案の検討を予定しております。その後、パブリックコメントを行いまして最終案の検討を実施する予定でございます。

では、資料２の裏面、２ページ目を御覧いただきたいと思います。こちらには特に就労支援に関わる成果目標等について記載をしております。まず、国の基本指針の目標についてですが、括弧内の数字が鳥取県の現計画における数値となっております。一般就労にかかる目標がありますが、このたびの基本指針では新たに就労選択支援事業所を圏域ごとで設置するということが目標に書かれております。また、国の指針のほかの目標につきましては福祉施設から就労を目指すにあたりまして、各施設への誘導者数等の目標を設定しているところです。事務局からの資料の説明は以上となります。

**（尾﨑部会長）**　ありがとうございました。それでは、皆様のほうから御質問がいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。乾さん。

**（乾委員）**　はい。鳥取県自閉症協会の乾といいます。質問とお願いです。まず、資料２の改訂についてのところの１番の丸３番目の優先調達促進のための取組のところです。これの２つ目のポツに先ほども言われました公文書等のデジタル化作業をＢ型事業所でということですが、自閉症や発達障がいの人はやはり個別化が必要だったり、在宅でということであまり人と対面しないほうが落ち着いてできたりするのですが、そういう在宅の方に向けてのお仕事にもなるものかということをお尋ねしたいのと、あと、公文書というか、以前もお願いをしたと思うのですが、「よりよい暮らしのために」が今、紙の冊子なのですがやはりどうしても探すのにあちこち見ないといけなかったり、文字ばかりでなかなか探せないという使う方の困り感がありまして、ぜひデジタル化してスマホで検索するみたいな形のものにしてほしいという意見が多く出ていますのでこ

こでお願いしたいと思います。

それから、次の丸の農福連携のところですけども、11 月 29 日とこれからなのですが、去年もあって、イベントの感じのものがあったと思うのですが、今年は何をされるかということをお尋ねしたいのと、あと、対象者を拡大しているというところで障がい者への支援がおろそかにならないように取り組んでもらいたいと思います。それから、プランのほうに参考資料１を送って下さっているのですが、そちらのほうの雇用のところ、「６.雇用・就業等」のところの（４）、80 ページの「障がいの特性に応じた就労支援」の丸の３番目と４番目のところ、先ほども言いましたけども、在宅での就業とか、テレワークとか、あと、アウトリーチをして対応するようなことが上がっているのですが、それの現状を工賃なども含めて、例えばＳＮＳのチェックなんかするのはすごく工賃が安く時間がつぶれるだけかなというふうに思ったりするので、その辺りの工賃も含めて、鳥取ではどれぐらい進んでいるのかということをお尋ねしたいのと、あと、次の丸の「発達障がい者就労支援ネットワークを構築し」とあるのですが、どういうネーミングでどういう取組をしておられるかというのを聞きたいです。

あと、最後に就労選択支援のところですが、昨年度の部会では、東部も数事業所は、基準を満たしていて、やるつもりであるというふうに回答しておられるというようなことを聞いたと思うのですが、その後はどのような見通しになっているかということと、どこまでの設置ができて、どういう状況かも教えていただきたいです。以上です。

**（尾﨑部会長）**　ありがとうございました。優先調達のところで在宅向けの作業となるのかと、在宅ワークのところのそういった方へ向けた作業にもなるかどうかということ、質問に関してでいくと、在宅ワークの現状とか、工賃のそういうことを含めた現状のところと、あと、発達障がいを支援するためのネットワークの構築というところの現状、それから就労選択支援の開始に伴う東部、中部の現状や見通しということでよろしいでしょうか。事務局のほうから回答をお願いします。

**（野嶋係長）**　事務局から順に回答させていただきます。まず、公文書のデジタル化の作業についてなんですけれども、こちらについて、仕様についてまだ関係者と協議しているところでございまして、正直、どのような作業になるかという詳しい御説明ができないんですけれども、在宅で就労されている方がいらっしゃるという現状は存じ上げておりますので、その点についても検討はしているところです。ただ、公文書を取り扱うという性格上、例えば利用者の方が自宅に持って帰るということが基本的にできませんので、全く同じ作業を在宅でもするということは困難であるというふうに考えているところです。ただ、在宅の方にも切り出しができる作業がないかというところについては、引き続き検討していきたいと思います。まずは、事業所でどういった作業の流れになるかというところからの検討となりますので、今しばらく時間がかかることになると思いますけれども、様々な形態の方が関われるように考えてまいりたいと思っております。

そして、在宅での就労に対する支援ということについてですけれども、県内でも在宅、特に事業所によっては 100％在宅のワークを行っているような事業所もありまして、県内でも様々な働き方が広がっているところだとは思うんですけれども、一方で、県外の話にもなりますが、在宅での就労という形態を利用し、事業所によっては不正に加算を入れようとするというような事態

も起きてしまっていることから、国としてもどのように規定というか、事業者に協力してもらえば適切に在宅という形態を利用して利用者の方に就労していただけるかという仕組みが今、考えられているところです。

それで、県としてはその動向も見守りながら、おっしゃったように障がい特性によって周りに人がいないほうが適切に就労ができるであったりとか、在宅のほうが力を発揮できるという利用者の方もいらっしゃいますので、そうした方が活躍できるように、県としても考えてまいりたいと思っております。それから農福連携の話がありました。

**（谷口主事）**　谷口です。ノウフクの日である 11 月 29 日に向けて、周辺の日程でいろいろと啓発活動を進めていこうと、今、振興センターさんと協力しながら準備を進めさせていただいているところです。具体的に今、調整を進めさせていただいているのが、11 月 28 日に鳥取市で農福マルシェを開催しまして、農福に関する商品とか、催しとかを通じて県民の方向けに周知させていただいたりですとか、商品の販売をさせていただきながら進めていきたいと考えております。

あと、12 月 2 日になるんですけども、農福連携のコンテスト、フォーラムを開催させていただく予定としております。こちらにつきましては、農福連携に取り組む事業所に取組について発表をしていただきまして、事業所の間での農福連携の取組の横展開ですとか、周知・啓発、学び合いとか、そういったところを趣旨として、農福連携の機運を高めていこうということで進めさせていただいているところでございます。また、同じ日にフォーラムという形で、全国的に農福連携の取組を頑張っておられる事業所に、コンテストの委員にも御協力をいただいているんですけども、そこの取組などもお聞きしながら学ばせていただくなどして、農福連携をもっと鳥取県としても盛り上げていきたいというふうに考えているところでございます。農福連携の取組についての説明は、以上とさせていただきます。

**（野嶋係長）**　農福連携の事業を具体的に担当している職員から説明させていただきました。おっしゃったとおり、農福連携の対象者というのは、国においては広げるようにという指針が出されたところですけれども、障がい福祉施策としては障がいのある方への取組がおろそかにならないように努めてまいりたいと思いますので、皆様に御協力をいただければと思います。最後に選択支援のところです。こちらについてなんですけれども、申し訳ないのですが、今、手元に資料がございませんので、正確なことが答えられないため、また、御確認させていただいてお答えさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

**（尾﨑部会長）**　では、また確認して教えていただけるということで、お願いします。それで、最後の就労選択の開始に伴った東部や中部の今の現状とか、見通しというところで、東部は、鳥取市の足立係長さん、おられますか。

**（足立係長）**　はい。鳥取市の足立です。お世話になります。鳥取市の状況ですけれども、ぼつぼつ就労選択支援事業をやってみようかなという事業所から声は上がるんですけれども、実際の指定の申請までは見込めずに、取りあえず就労支援部会のほうに出ていただいて、先日も就労選択支援事業のことを、中島さんに来ていただいて話をしていただいたところですけれども、そこで就労選択支援事業の状況とかを聞いて帰ってもらったというふうなところでございます。

それで、具体的に指定に向けた動きはないんですけれども、引き続き、されようと思っていら

っしゃる方であるとか、少し興味ある事業所に、就労、自立支援協議会の部会に来てもらったりとか、顔の見える関係は引き続き続けていって、何とか指定に向けて一緒になってやっていきたいというふうな、そんな状況でございます。東部、鳥取市からは以上です。

**（尾﨑部会長）**　ありがとうございました。中部のほうは、今西さん、現状とかお伺いしてみてもいいですか。

**（今西委員）**　はい。私の知るところだけなんですけども、基本的に手を挙げてというか、その資格となる事業所がまだないというところです。就労支援部会だったり、移行部会、そこが主になってどういったところができるのか、もう少し具体的に考えていくとは言われていますけど、基本的には進んでないというのが現状です。

**（尾﨑部会長）**　ありがとうございました。乾さん、以上になりますがいかがでしょうか。

**（乾委員）**　協議会というものは設置されてないんですかね。協議会を設置し、というふうに何か以前の資料で見たんですけども、協議会ごとにと書いてありますが、その協議会っていうのがこれから設置するということですかね。それは三圏域になるんでしょうか。資料２の２ページの就労選択支援のところにも協議会の設置は圏域ごとにと書いてあるので、協議会っていうものが動く予定なのか、設置予定なのか、もう設置してあるのかというところも知りたいです。

**（尾﨑部会長）**　はい。この辺はいかがでしょうか。

**（野嶋係長）**　すみません。協議会というのが選択支援に特化した協議会という意味ではなく、これは地域の就労支援に係る協議会、その地域でいうと、自立支援協議会のことかと思うのですが、設置圏域ごとに選択支援事業所を設置することを基本とするという意味で、選択支援の協議会を圏域ごとに設置するということではないかと思います。

**（乾委員）**　前に頂いた就労選択支援の資料の、この厚生労働省社会・援護局から出ているのは、就労選択支援の実施についてのところをずっと見ていると、基本事項についてと書いてあって、説明がずっとあって、14ページに法第89条の第３第１項に規定する協議会と書いてありますね。それに定期的に事業所が参加すると書いてあるので、何かそういうものができるのかなと思ったもので、またはっきりしたら教えてください。

**（野嶋係長）**　はい。すみません。また確認してお答えさせていただきます。申し訳ございません。

**（乾委員）**　はい。お願いします。

**（尾﨑部会長）**　じゃあ、御確認をいただくのと、そのほかに御質問は。はい、山中さんお願いします。

**（山中オブザーバー）**　Ａ型で就労をやっている山陰福祉の会の山中です。先ほどの乾さんの話の中で関係するところをちょっと伝えていきたいというふうに考えております。まず、就労支援事業に関して、やはり物価高騰など様々な要因があって、かなり収益を確保することが難しい現状が、これは一般の企業だけではなく、就労支援事業も抱えている立場であることは前提にお伝えしたいと考えています。それで、この優先調達についてですけども、ぜひとも県のほうには強化して考えていただきたいというふうに考えています。これは単発の仕事というより、長期的に常にあるような仕事で何か組立てができると常に収益化ができるので、そこら辺を念頭に優先調

達の内容も庁舎清掃であったり、何かそういうような形で出てくると、うちも米子市のほうで請けていますけども、とても収益の１つの柱として考えているのでありがたいです。単発の仕事はどうしても請けづらかったり、特にA型となりますと、収益性を常に求めていかなくては最低賃金が払えないがゆえに、たまの仕事っていうのは請けづらくなっていますので、何かそういったところをちょっと念頭に入れていただいたらありがたいと考えております。

それに付随してそのA型、最低賃金が 10 月に 60 円また上がるんですけども、これによりどういったことが始まるかといいますと、結局B型というのは平均工賃が例えば３万円か、２万円程度の平均工賃を払っている事業所もあり、20 名定員の方が 22 日間ぐらい通われるということになると､計算方式でいくと大体 30 万円ぐらいを月に稼げばみんなに２万円ずつが払えるというような流れに今なっているのですが、例えばA型事業所で中で 20 名の方が働かれていて、外でも 10 名ぐらい働かれていて、それくらいの方がおられたときに、22 日間通ったとしたら月に 660 人ぐらいの方が１か月間のサービスを利用されますけど､それが 60 円×６時間勤務を考えたときに、10 月になった時点で一気に 33 万 7,000 円ぐらい、もう否が応でもなく給料が上がってしまうということなので、皆さんの手元に届くお金が多くなるので、それは非常に喜ばしいことではあるんですけども、会社的にはもう本当に今までやっていた事業をチェンジしていかなくては、その延長上の仕事ではサポートできなくなる可能性が非常にまたあるということです。この数年でかなり最低賃金が上がってきたがゆえに、ずっと同じ仕事で頑張り続けていても延長上でなかなかできないというのが１つはあるということは認識していただいておきたいなというふうに考えております。

農福連携についてもやはりイベントごとや、啓発活動は非常に大切なんですけども、やはり最終的には人手のいない農家さんと仕事がない事業所っていうところがうまくマッチングして、それがしっかりと工賃に反映するというところが必要なことになってくるとは思うんですけども、なかなかそこら辺、農家さんがこの制度の仕組みが分からない限り、単発で今うちもあるんですけど、もみ殻を今だけ集めてほしいという仕事だと、しかもその雨の日はもみが雨に濡れてしまうので今日はやっぱりやりませんみたいな、やっぱりそういう天候に左右されることもあるのでとても取り組みにくい、何でも就労支援事業所で判断してくださいでは、なかなか厳しいところもあると思うので、ほかの農家さんもこの施設外就労の仕組み、要するに１人の職員が６名まで連れてきていて、そういうふうな形で支援を行ってお支払いするというところをやっていかないと最低賃金にもならない形だったりするので、やはりA型とかにも農福連携というのはちょっと厳しさを感じていたりします。

もう１つ、次は在宅のことに関してですけども、在宅も先ほどあったように、言わば危険性も帯びていて、要するに在宅はオーケーになってしまうと、僕は事業所をやっているから自分で言えるんですけども、本当に支援になることをしなくても済んでしまうっていう危険性もあるということは理解しといたほうがいいと思います。やはりどのような企業も在宅作業を請けていて、どういった成果が出ていくのかっていうところまで、ちゃんと在宅者にもその仕事に関してはフィルターをかけていかないと、誰でも在宅でいいよとなれば、それこそ悪しき事業所を生んでしまう形になりかねないので、そこは１つ手を打っておかないと、多様な働き方を前提に全て認め

て事業所任せになってしまうと、最終的に実地指導のときにこれ駄目でしょみたいな形で、返戻金みたいに実際に事業所が罰を受けるということになってしまうのが一番よくない形だと思いますので、そこら辺はしっかり取決めが在宅のときにも必要だなと考えております。

西部地区は今、相談支援の関わりがある程度あるというところを考えているみたいなので、何かそういったところも参考にしながら、諸手を上げて在宅オーケーだよというのも、本当に鳥取県としては在宅支援の在り方をどう考えていくのかというところは、今一度考えておかないと地域格差が生まれたりも、西部はできないけど、東部ではオーケーですみたいな形になってきても、また、それもおかしい話になってくるので、そこら辺、念頭に考えていかなくてはいけないなというふうに考えております。乾さんのところの話で僕から伝えたいことは以上です。

ただ、あと１点、僕なりには選択支援事業っていうのは、これが普通に事業として成り立つような、収益性が成り立つようなものであれば特に何も心配はしていないのですが、もしもこれがなかなか事業として成り立たない場合は何かしらの支援策がない限りは、広がりは難しいのかなというふうに考えていますので、そこら辺が事業所として成り立たせる形というのが考えられているのかというところは、ちょっと伺いたいなというところです。以上です。

**（尾﨑部会長）**　ありがとうございました。山中さんの御意見も聞かれた上で、加えてちょっと質問とか、御意見等あればと思いますが。

**（中島オブザーバー）**　ちょっといいですか。

**（尾﨑部会長）**　はい、中島さんどうぞ。

**（中島オブザーバー）**　すみません。中島です。優先調達のことなんですけども、Ｂ型の作業所、事業所で行う仕事、デジタル化というようなところで切り出すという話があったんですけど、それが悪いとかどうとかいうことではないんですけど、ただ、これは福祉の協議会なので、どうしてもその福祉を成り立たせるための議論になってしまうんですけど、一方で障がい者雇用として鳥取県にはたくさんの知的障がいの方、精神障がいの方を雇用していただいているんですよね。それで、その方たちのその仕事を切り出しながら働いていただいているということですので、例えば、今、言ったデジタル化の事業について優先調達のほうに回す、回せれば回してもいいですけども、障がい者雇用としてもできる仕事じゃないのかなというふうに思うところがあります。

だから、その辺りの調整みたいなことも考えていかないといけないんじゃないかなと、収益の問題とかあって、ある程度見込めるものが、仕事がほしいっていうのは分かるんですけど、一方で、障がい者雇用をしてもらって、障がい者の方にできる仕事を確保していこうっていう動きも県庁の中にはあるので、そことの調整みたいなことも考えていただけたらなというふうに思うところです。以上です。

**（尾﨑部会長）**　はい。今の障がい者雇用っていうのは、官公庁での雇用ということですね。

**（中島オブザーバー）**　そうですね。この部分で雇用していただいている方が鳥取県では百何十人からいらっしゃるんですよね。その方たち、今、切り出してもらっている仕事をしていらっしゃるので、そこでできますけど、私が言うことではありませんので、あくまでも調整が必要ということだと思います。

**（野嶋係長）**　ありがとうございます。こちらの公文書のデジタル化の事業については現時点で

は発注をしていない事業なので、今、発注されているものを分けるということにはならないんですけれども、おっしゃったとおり、官公庁で雇用されている障がい者の方に仕事としてはみんな出るっていうのはおっしゃるとおりだと思いますので、発注できる仕事量という部分についてもまだ今、見込んでいる最中でありますので、その辺りの調整の範囲、併せて進めていきたいと考えております。以上です。

**（中島オブザーバー）** 今の公務で働いている方についても基本値みたいなものもありますので、まださらに鳥取県としては雇用率伸ばしていこうっていう方向にはなっておりますので、そことの兼ね合いみたいなことを考えていただけたらありがたいです。

**（山﨑課長）** ありがとうございます。障がい福祉課長です。ちょっと何分か抜けていたので途中の議論に追いついておらず恐縮ですが、今いただいた話はそのとおりだなと思っています。一方で、公文書のデジタル化、急を要するものかというとそうではないものもあるというところで福祉の場面とうまくマッチするんじゃないか、そういう側面もあるかと思います。

文書のデジタル化をするから、例えば障がい者を何十人県庁で雇うとか、なかなかそういう話にはならないところかなとは思っておりますので、そこのバランスですね。一方で、官公庁で、鳥取県庁で障がい者雇用で働いている方ができる仕事なのかといったら、それはできると思います。公文書も大量にありますので、まず何からできるかとか、どれくらいの分量があるか、どこなら任せられるか、そういうところもまだ今後詰めていく話ですので、そういったところを考えていく中で、今の御指摘、山中さんからもいただきましたが、含めて考えていきたいと思っております。以上です。

**（尾﨑部会長）** ありがとうございます。そのほか御質問、意見ございますでしょうか。クロスジョブの濱田さんお願いします。

**（濱田オブザーバー）** クロスジョブの濱田です。就労選択支援事業についてなんですけれども、先ほど山中さんおっしゃったように、収益性が上がらないと広がっていかないんじゃないかっていうふうにおっしゃった、本当にまさにそのとおりだなというふうに思っています。それで、実際うちの事業所も取り組んでいるわけですけれども、本当にやる意味はありますし、広がっていけばいいなって、もっともっと先を見た動きがつくっていける、地域の福祉にとってはすごく大事なところだなというふうには思います。

ただ、この障害者福祉計画の成果目標として各圏域ごとに作っていくんだっていうふうに目標としては上がっているんだけれども、これはどのように上げていこうと考えているのかを、詳細ですね、ちょっと聞いてみたいなと思います。お願いします。

**（野嶋係長）** 事務局の鳥取県障がい福祉課です。選択支援事業の事業所の数で、そのものの対策案なんですけれども、そうですね、資料３のほうに載っていますが、昨年度も指定の要件だったりですとか、そういった議論はこの就労支援部会でもあったところですけれども、鳥取県としての考えとしましては、要件を下げるということで事業所を安易に増やすのではなくて、まず就労アセスメントの質の向上を前提に出していって、そこから選択支援事業を始める事業所が増えていくことを目指そうかという方針で、今年度は委託事業のほう取り組ませていただきました。

ただ、今、山中さんと濱田さんからも御意見があったように、まず事業が収益として成り立つ

かということについては、昨年始まったっていうところもありまして、なかなか検証ができていないところで、実際に県内の選択支援事業所の方にもお話を伺いましても、その収益性といいますか、しなければならないことの負担に対して成り立っているのかっていうことで、お声をいただいているところでございます。そういった部分についても考えないと事業所は増えていかないと思いますので、県としても検討していかなければならないと思いますが、正直なところ具体的な検討はまだできてないという現状でございます。以上です。

**（尾﨑部会長）**　ありがとうございます。濱田さん、よろしいでしょうか。

**（濱田オブザーバー）**　はい。収益性という点で言えば、これは今２か月くらい支給決定はいただいているんですけども、事前の段階もあり、実際にやるのは週に５日間ぐらいですね。それで、その後に関係者連携会議で皆さんを招集して共有していくという一連の流れみたいなところでは、やはり１か月に収まらないので、１か月で支給決定いただいていてありがたいなとは思ってるところなんですけれども、でも、実際に請求できるのは収益性というところで言いますと７日間ぐらいですね。そうなると２か月ぐらい、結構な準備だったりとか、報告書作成、いろいろな手間がかかる割には、収益性本当に上がってこないということで、実は本当にうちもやめようかなと思うぐらいしんどい事業になっております。

なので、そのところをちょっと検討していただきたいなというふうに思います。それで、山中さんの話にも出ていたように、本当に一定の基準がないと、やっぱりアセスメントの質が下がって悪しき事業所を生んでしまう、みたいなところにつながるんですけれども、一遍来てもらうことで、いろいろな場面を見て、見えてきますので、そういったところもちょっと検討してもらえるといいのかなっていうふうには思っているところです。以上です。

**（尾﨑部会長）**　ありがとうございます。

**（山﨑課長）**　ありがとうございます。障がい福祉課長です。まさにいただいた話、もう１つあるのが今年、報酬改定の年でございます。それで、就労選択支援について冒頭の挨拶でも申し上げましたけれども、今後、A型でも始まるということがあるので、何かしらのてこ入れがなされるのではないかなと、ちょっと期待感も含めてですけれども、思っているところですので、そういったところも見ながら。今のお話でもいただきましたけども、実際にやっぱりやっていただいて、どういうところが厳しいのかというところのお声が、一番県にも国にも刺さるかなと思いますので、ぜひそういった御意見は引き続き、遠慮なくいただければ大変助かるなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**（尾﨑部会長）**　すみません。もし、この件で、よかったら廣江さん。まだ指定を受けられてから間もないですが、何かこれに関しての御意見とか、今、感じておられるようなことが、状況があればお願いします。

**（廣江委員）**　ありがとうございます。まだ、うちは指定を受けたばかりで、それで、職員が国研修を先週受けに行っているんですね。そこでしっかり研修受けてから開始しようということで、まだスタートできていません。この事業については非常に重要な事業ですし、皆さんおっしゃるように、経営的に厳しいから撤退しようということがないように、地域において今後必要な事業になってくると思うんですが、都会のほうではもう既に自法人に誘導するために立ち上げた就労

選択支援事業所が出てきているということは耳にしていますので、そういったことが、８割までは自法人に紹介できるという仕組みでもあるので、これ今、避けにくいんですけども、その辺り鳥取県ではそういった事業所にお金が入ってこないようなうちに、中部、東部でも立ち上げに向けて、県のほうでサポートしていただきたいなというふうに思います。

また、この事業は本来の趣旨を考えると特別支援学校の卒業生向けだけではなくて、本当はＢ型の事業所でずっと長くいらっしゃるんだけど、本当は一般就労できる力があるんじゃないかということで、いつかチャレンジしてみたいと思っている人にも、ぜひ事業を使っていただくということが想定されているわけですが、そこの利用に向けての取組というか、誘導については相談支援専門員の方達が積極的に紹介をしたり、本人さんにお声かけするもしくは事業所にもお声かけをしていくというようなことが必要になってくると思います。

当然Ｂ型のほうは長年いて頑張ってくれている人がいなくなられては困るというような考え方もありますので、そこも含めて本当に本人たちの望む暮らしということを踏まえた相談支援専門員の方の声かけとか、取組やＢ型の事業所にとっても何が大事なのか、この事業、福祉の事業、障がい福祉のサービスの何が大事なのかっていうことをもう一度考えながら取り組んでいただきたいということを願っております。以上です。

**（尾﨑部会長）**　ありがとうございました。はい、今西さんお願いします。

**（今西委員）**　今西です。この就労選択支援のところについて中部、本当に危惧していて、東部はそれでも、ちょっとしようかなっていうような方だったりとか、ちょっと考えているっていうところがあるっていうことですけど、中部は一瞬考えたけど、結局、要件を満たさないということと、先ほどの仕事になるかどうかというか、収益になるんだろうかということも考えて、結局、誰もやろうかなというふうに思っていないというのが現状じゃないかなと思っています。中部圏域の自立支援協議会の中に就労部会があって、そこで検討をしていくことに多分なるんでしょうけど、ただ、危機感ないので誰も手も挙げないし、もうどうしようもないよねっていうことで、この前も就労支援部会がありましたけど、一切そんな話はなかったです。なので、本当に廣江さん言われたように、県がてこ入れしていかないと、多分、中部の中だけで考えてくださいといっても進まないんじゃないかなっていうのは、すごく気になるところです。これがしっかりと軌道に乗ったらとてもいい事業だと思いますし、そこの場だけにとどまるではなくて、全体的に考えていける、この人の、自分だけじゃ考えられないけど、アセスメントがあることで、ほかの方々の意見等含めて、障がいのある方の後押しをしていくみたいなことで、うまく回るような形になってほしいなと本当に思っているんですけど、ただ、本当に手を挙げるところがない、先ほどのクロスジョブの濱田さんもなかなか難しいなで終わったら、結局、絵に描いた餅みたいな形になってしまうので、そこをどういうふうな後押しをしていただけるのか、何かもう少し具体的に考えていただきたいなというふうに思います。

それで、相談支援、私、専門員として計画をしているので、連携だったりとか、外の風が入ることで、てこ入れになっていくっていうことを、みんなが一緒に考えていけるようなものになったらいいなとは思っているので、ぜひ、とりあえず県側が何かしらオファーをしないと、多分その地域からどうするっていう声は上がりにくいなと思ったので、そこは考えていただけたらと思

います。以上です。

**（尾﨑部会長）**　はい、御意見ありがとうございます。

**（野嶋係長）**今西様ありがとうございます。おっしゃるとおり各圏域の仕組みといいますか、それぞれ話し合っていただいているところと思いますけれども、なかなか地域からは歩み寄っていく声は上がらないというのが実情だと思います。おっしゃったように、県のほうでは県全体でどうしていくかというのを考えていかないとここは進まないんじゃないかと思いますし、先ほど廣江さんがおっしゃっていたように、今、実際に選択支援を始められたところの御意見なども伺いながら、どういうことができるかっていうようなことを、引き続き考えてまいりたいと思います。以上です。ありがとうございます。

**（尾﨑部会長）**　今、皆様が貴重な意見を言ってくださいました。そこに付け加える形でもいいですし、先ほどの県のほうからの説明への御質問でもいいのですが。

**（中島オブザーバー）**　じゃあ、いいですか。

**（尾﨑部会長）**　はい。

**（中島オブザーバー）**　すみません。中島です。いろいろ御意見がありましたけども、ちょっとやっぱり一般のところの話すると、様子見だなっていう感じがするんですよね。だから、実際に取り組んでいらっしゃる濱田さんのところでも、労を多くしてじゃないですけども、結構あれこれ調整しながらやっているんだけども、結局、請求としては５日ないし７日みたいな、そういう請求しかできないっていうところの悩みというか、問題提起あったかと思います。

だけど、逆に、じゃあ、就労選択支援を次々受けに来たいっていうふうになったときに、それに果たして対応できるのかっていうような問題もあったりするので、何か問題そのものが鶏が先か卵が先かみたいな、そんな状況ではないのかなっていうふうに思うところです。だから、対象者のことで言えば、さっき廣江さんもおっしゃったんですけども、現状のところでは旧直Ｂの対象の方が利用者というようなイメージになってしまっていますけど、本当のところはやっぱり今、いろいろサービスを利用していらっしゃる方たちに利用していただいて、それで自分自身の進路、それをもう一度見つめ直していただくというようなところが、ある意味ターゲットにしていかないといけないところかなというふうに思っているところです。

言いながら、うちの法人もまだ事業としては立ち上げていませんので、準備をしているところではありますけども、なかなか具体的に動き出すことはできておりません。だけど、本当に事業として成立させようと思うのであれば、やっぱりそういう長くＡ型、長くＢ型を利用していらっしゃるような方に、もう一度見つめ直していただく時間を作らせていただくっていうような就労選択支援のイメージがいいのかなというふうには思っています。それと、やっぱり就労選択支援っていったときに、一般で就労する選択肢もありますよっていうことを示す事業のように一般的に言われているようですけども、それもありますけども、実際アセスメントをするときに、アセスメントをしながら、本人さんにどんな支援がいるのか、どんな配慮が必要なのか、また、本人さんとして改善すべきところはどこなのか、また、自分自身を見つめ直していただくような、そういう時間も取らせていただいたりして、結局、だから、一般就労するにあたっても必要なんだけども、福祉的就労を利用する場合においても、適切な支援を考えていただく、そういうことの

きっかけにはなると思っていますので、一般就労の人をどんどん洗い出すみたいな、そういう事業のイメージにしてしまうと、逆に困るんじゃないかなっていうふうに私は思っているところです。

それをきっかけに一般就労でもしてみようかなっていう選択をされる方があるとすれば、それはそれで価値は高いことだとは思いますけど、実際に今、受けてる支援が、やっぱりもしかすると、その人にマッチしてない支援だったりっていうこともあったりするような気がしますので、そういうときに僕はこういう支援をしてくださいとか、こういう支援が使いたいっていうような、そういう一人一人の棚卸しみたいなことをやる事業でもあるのかなというふうには思っていますので、そういうイメージでも皆さんには捉えていただきたいなというふうには思っています。だから、そういう意味でいろんな方に使っていただいて、一般就労もする人もいれば福祉就労でいきいき働けるようになる人もいるのではないかなというイメージで説明させていただいているところです。

**（山﨑課長）**　障がい福祉課長でございます。今、廣江様、今西様、中島様からのお話を聞き、ちょっと私の中で、頭の中の体操をしていたんですけれども、卵が先か鶏が先かみたいな話もございましたけれども、就労選択支援を今後広げていくというふうに考えたときに、やはり需要と供給の面で見ていかなきゃいけないなと思いました。まず、供給というのは事業所がどれぐらいできるかという話です。これはもう皆さんからお話しいただきましたけれど、やはり収益の部分が１つ大きなところだということと、今西様からもお話しいただきましたけれども、どうしても中部が特にちょっと様子見の状況に陥っているというところがありますので、まずは収益の部分というのと、様子見している部分、ここは県が何らかの形で後押しを、今答えを持っているわけではなくて恐縮ですけれども、そこは必要なんだろうと感じました。

それで、需要が増えると供給も増えるかもしれないのでというので、需要喚起のところでいうと旧直Ｂ以外のところと、当然このサービスの趣旨として福祉的就労につながる人についてもしっかりやる、一般就職だけじゃないんだということでございました。需要の喚起という意味では、やはり障がい福祉サービスは全て入り口は計画だというふうに思っていますので、そういう意味で相談支援専門員さんのところが非常に大きいのかなと思っていまして、逆に言うと、今その県内に３つしか事業所がないので、相談支援専門員さんも、西部の人はまだ意識があるかもしれないですけど、東部、中部はなかなかないというところも、もしかしたらあるのかもしれないですけども、そういうところに就労選択支援っていうのがあるんだよということを働きかけていく、我々としてもどうしても、まず事業所をつくらなければというふうな思いで供給の面ばかり見ているところが正直あるのかなと思っているので、そこの需要を喚起していくと、ちょっと需要喚起しすぎて供給がないとそれはそれで意味がなくなってしまうのでバランスを見ないといけないですが、そういうふうなところを感じました。

今、私が申し上げるところで、いや、それは違うというところも、もしかしたらあるかもしれないので、そういうところは皆さんから積極的に御意見いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

**（尾﨑部会長）**　はい、お願いします。山中さん。

**（山中オブザーバー）**　はい。山陰福祉の会の山中です。この就労選択支援事業に関して今の話で２つ提案したいことがあります。１つはやはり今、既存のされているところにしっかりとサポートを県のほうから入れて、その成果をもうちょっとうまく地域に理解してもらえるように説明を図ってほしい、それは研修などに見に来てもらう話もあるのか、ちょっと分からないですけども、今の既に選択支援等を引っ張っている事業所さんをしっかりと今サポートしないとやはり後には続いていかないというところがあるので、そこが１つ。

それで、やはりこれってさっき中島さんのほうからあったように、この既存の福祉サービスを使っている人でさえも適切な支援を受けるのに必要な、ありがたいコンテンツだというふうに広めることが重要だということが念頭に置かれると、誰が今の福祉サービスを使っている障がいのある方々に横やりを入れるかという、今の暮らしのままでいいのか、いや、そうじゃなく、ステップアップする道があるよということを。正直、就労支援事業所が自社のサービスを使っている利用者さんに積極的に使うかといったら、今どこも定員数が割れているような運営をしているところが積極的に働きかけるかというと僕はそこに期待はできないというふうに正直思っています。それで、もう一方、相談支援事業所のほうが意識を持ってそこに横やりを入れるということになったときに、これも相談支援事業所のやはりあっぷあっぷ感といいますか、多忙の中で事業を行っている者からすると、やはり注文、要するにサービスを変更したりとか、こういう時っていうところで意見を言うことは進んでされるとは思うんですが、今、安定して通っている人たちにどれだけその声かけを行うかというのは福祉サービスの基本的な倫理のところだと思うので。これはやはり研修の中でこの選択支援事業のことも含め、改めてこのアセスメントの重要性のところを働きかけていかなくちゃいけないと、そうすると、この横やりを入れるのは誰なのか、それはサービス管理責任者とか、働く一般の中堅層の管理者達にちゃんと訴えかけていく。さっき言ったように何か事業所全体やその経営者に向けて幾らこれを言ったところで、数字のところを意識する人がこれを積極的にやっていくっていうのは、本来はそうあるべきことなんだけども、ちょっと難しいというところがあるような、実際問題に一例だけちょっとお伝えしますと、最近西部地区で、障がい者の方を雇用したいと一般企業の方が困ってうちに相談に来られたときに、どうやったら探せますかね、利用者さんを、来てくれる人をと言うのに、僕は１枚の紙っぺらの、サービス事業所の一覧表を一緒に眺めながら、じゃあ、どこが関連する企業、事業所ですかねと思ったんですけど、この事業所の人たちは本当に協業して就職者を生み出す活動を一緒にしてくれる方なのか、それとも一般企業に取られちゃうって考えて、言葉選ばずに言えばですよ。要するに反対勢力にある人たちなのかっていうところは非常にこれって思うところがあります。なので、やはり現場のほうで倫理観としてしっかりと一般就労に打ち出していくことは大切なんだよということ、地域にとっても必要な機能なんだよということを、基礎的なことをもっと、現場のサービスで従事する方達も知っていかないと、この流れって他人事で終わってしまうような気がしていますということがあったりしたんです。

**（尾﨑部会長）**　私も日々感じているところで、これはそうですよね、なかなか難しいですよね。本当に最近もありました。ちょっと１歩考えていかないかって言ったら、御本人さんはやっぱり慣れたところがいいんだし、事業所さんとしては辞めてほしくないから、それで、誰が望んでい

るのというふうに持っていかれると、相談員としては、なかなかこの次が突っ込んでいけなくてという難しさを日々感じているので、それでもやっていかないと、取り組んでいかないといけないなというふうに思いました。ありがとうございます。

山中さんの御意見を踏まえて何か日々感じておられることでもいいですし。和貴の郷の河村さんおられますか。

**（河村オブザーバー）**　はい。

**（尾﨑部会長）**　私も一緒に参加している、鳥取市のほうの就労支援部会で河村さんは部会長なんですけれども、和貴の郷さんとしてはこの次のステップとか、何かそういったところで、取り組んでおられることとかありますかね。

**（河村オブザーバー）**　はい。そうですね。うちが取り組んでいるようなことですか。

**（尾﨑部会長）**　そうですね。はい。どのようなアセスメントをしているかなど。

**（河村オブザーバー）**　そうですね。アセスメントの活用とか、今ちょっと取組の協力をしようかって話はしているんですけど、なかなかアセスメントを上手に取れる人というか、育てるのは難しいなと感じております。

聞き方のスキルだったり、その伸び代とか、結構経験を積まないと難しいんじゃないかなというのがあって、なかなか東部の事業所とかでも、うちは難しいっていうところもありますし、ほかの事業所もそうかもしれないですけど、選択支援に取り組もうっていうことは、なかなか現状難しいんじゃないのかなというのが正直な意見としてあります。なぜかというと、結構、今、人手が足らないというところが多くなっています。やはりアセスメントを取ろうと思うと結構時間が要りますし、さっき言ったようにやれる人もいないので、その中で事業所の内部で人的な余裕や、時間的な余裕、そういったものがないとなかなか前向きに取り組めないのではないのかなというところ、皆さんの意見としてもあるんじゃないかなというふうに思います。なので、なるべく弊社の中でも効率的に作業ができるようにするとか、あとは、サビ管の業務の分担とか進めてはいるんですけど、まだまだちょっと現実的には難しいんじゃないのかなっていうのが正直なところです。

**（尾﨑部会長）**　河村さん、ありがとうございました。そのほか何か御意見、御質問ございますか。少しお時間あるので、お話を聞かせてください。意見がないようであれば、いいですか。では、次の議事に移ります。次の議事はその他というところにはなるんですけれども、今までのお話を踏まえてでもいいですし、少しこういう場で確認をしておいたほうがいいかなとか、意見として伝えといたほうがいいかなということがありましたらいただきたいと思いますが。

**（今西委員）**　今西です。

**（尾﨑部会長）**　今西さん、お願いします。

**（今西委員）**　すみません。中部の中でちょっと気になっているところがあったので、ちょっとここでどうなのか分からないですけど、ちょっと聞かせてもらえたらと思います。令和８年度末で食事提供加算がなくなるっていうことになっていて、ずっとここ加算がなくなるといいながら要望して対応されていたというところなんですけども、ここに関して、今、工賃向上っていうふうに言われているけれど、なかなか上がらないのが現状の中、食事提供加算がなくなってしまう

と本当に工賃として受け取る金額が少なくなってしまうということで、何とかならないだろうかというのを中部の中でこの前、話をされていました。

それで、私、二通りあって、加算が取れる大きい事業所さんはずっと取っていてやっているんだけど、加算を取る環境がなかなか整っていなくて取ってない事業所さんという、自助努力でされているところがあって、これはどう考えるんだろうなと思って、皆様の就労支援事業所が話をしているのを聞いたんですけど、ほかの東部、西部は、ここはどんなふうな話になっているのかというか、そういった話が出ているのか、どうなんだろうというのを教えてほしいです。

中部としてはそういったことでやはり継続してほしい、県側としてちょっと考えていただきたいっていうような、要望したいという声が上がっていたんですけど、それでいいものなのか、どこをどう改善していく必要があるんだろうかというところがちょっと私の中ではよく分からなかったので、少しほかの圏域の意見だとか、県としての意見を聞かせていただけたらと思います。

**（尾﨑部会長）**　はい、ありがとうございます。それぞれの自立支援協議会の方に少しお伺いしたいと思っています。東部、河村さん。もう一度お願いできますでしょうか。今、何か話題に出ているかどうかとか。

**（河村オブザーバー）**　提供加算の課題、話題についてはまだ東部のほうでは上がってはないんですけど、加算を受けている方は多いですし、当然それがなくなれば利用者さんの負担が増えるというのは確実にあるので、確かにこれだけ工賃を上げると言っている中でちょっと逆行しているかもしれないなというのは聞いています。

**（尾﨑部会長）**　ありがとうございます。大森さん。

**（大森オブザーバー）**　はい。自立支援協議会はこういう話がまだ出ていないんですけども、他の知的障害福祉協会のほうではそういう話は出ていまして、その話でもよろしいですか。

**（山﨑課長）**　はい、お願いします。

**（大森オブザーバー）**　はい。うちは提供加算に関して、例えば一人暮らしの方だと、そこの昼食がメインだったりとか、そこで栄養のバランスを取っていただいてという方もおられて、先ほど河村さんも言われましたけど、それがなくなると、自己負担が増えてしまうところもあって、それで、例えば給食をやめようとか、このような健康面に関してもいろいろ弊害が出てくるんじゃないかなというところもあって、今、協会としても国に要望を出しているというのが現状です。

**（尾﨑部会長）**　ありがとうございます。

**（山﨑課長）**　鳥取県でございます。我々も食事提供体制加算の話はかなり危機感を持ってやっております。それで、先月ですね、国のほうに要望をさせていただきました。幾つかネタはあったんですけれども、その中でも、１つ、食事提供体制加算の継続について、まず、県内事業者様からの声も含めて、やはりなくなると厳しいというふうな話をさせていただいたのと、あと、加算が継続されても、先ほども話の中でありましたけれど、やっぱり昨今の人件費・食材費高騰している中で、なかなか現行の加算額では少ないみたいな話も含めてさせていただきました。

なので、継続と拡充というのを、先月、国のほうに要望させていただいております。まさに今後、報酬改訂、国のほうで今、議論しているところでございますけれども、そういったところに反映してほしいということで、我々からも要望させていただいたという報告だけさせていただき

ます。

**（尾﨑部会長）**　ありがとうございました。今西さん。

**（今西委員）**　ありがとうございました。要望していただいているということは、中部のほうでも伝えたいと思います。

**（尾﨑部会長）**　お願いします。

**（尾﨑部会長）**　そのほか、いかがでしょうか。

**（中島オブザーバー）**　ちょっといくつかいいですか。

**（尾﨑部会長）**　はい、中島さん、お願いします。

**（中島オブザーバー）**　中島です。幾つかあるんですけども、まず、就労継続支援事業から就労移行される方の数っていうところには、もう随分前からですけども、非常にその信憑性というか、その数って本当なのかなというふうに思っているところがあって、毎年、県が集計して公表してくださって、何十名とか、100 名近くとか、そういうときもあったと思いますけど、就労移行だけではなくて、Ｂ型からの移行とか、それからＡ型からの移行というとこに数字が上がってくるんですけども、私のところの法人がやっているナカポツとして関わらせてもらった経緯もなかったりすると、その方どうやって就労したんだろうねという話にいつもなるんですよね。

ただ、一般就労をされた、移行されたということは別にいいことなんですけども、だけど、ちゃんと支援を受けて移行されたのか、その支援を受けなくて自分でハローワークに行って、仕事が見つかったみたいな、そういう就職の仕方をされたのかというところが、ちょっともう少し確認しないといけないんじゃないかなと思っていて。というのが、その就労後の支援がきちんと受けられているのかな、義務ではないですのでＡ型にしても、Ｂ型にしても半年間は定着支援をするということがあるのかもしれないんですけど、例えば、そういうことがあった方について報告されるのであれば、その数字はそのまま受け取ってもいいのかなというふうに思いますけど、何かそうでもない方の数も含まれているんじゃないかなとか、前からずっと思っているんですよ。それで、県にも何回も要望していまして、ちゃんと基準をつくってくださいよと。国のほうに報告するのに基準はいらないからというのは知っていますけど、そういう問題ではなくて鳥取県としての基準をきちっと設けてほしいっていうことは１つ。それでちゃんとやっぱりナカポツにつないだとか、それから職業センターと協議したとかいうような、そういう経緯があればもちろん就労の件数としてカウントして報告されることは一切構わないっていうふうに思っているんですけども、そういうことが１つですね。

それからＢ型の工賃の話ですけども、結構、高い工賃払える事業所もあるんですけども、特に自分の法人の事業の一部を仕事として任せるような、Ｂ型の施設あると思うんですけど、そういうことについては、Ａ型なりに転換したり、また、障がい者雇用に切り替えることも私は望ましいのではないかと思っているので、Ｂ型だけど、うちは高いよっていうみたいなことは自慢にならなくて、ちゃんと払えるんだったらＡ型なり、雇用なりに切り替えしてほしいというふうに思っていて、その辺りの指導というのはどうなっているのかなというのを県にお聞きしたいということ、それが２つ目。

３つ目は、Ａ型の運営ということについては、過去は最賃除外を行っている事業所があったん

ですけども、それについての現在の状況については久しく聞きませんので教えていただきたいなというふうに思っているということ、それから改善計画だと思いますけども、交付金を賃金に充てている事業所A型であると思いますけども、そこについてはどういう状況なのか。割と少なくなってきたというふうには聞いていますけども、だけど、いまだあるということは、経営が厳しいということはもちろん分かっているつもりですけど、やってはいけないことなので、申し訳ないけども、これはやっぱり厳しく改善していただきたいというふうにと思っているのと。それからB型でも同じことが起きていないかっていうのも１つ心配で、B型の、悪しきA型があったように悪しきB型みたいなことは果たしてあるのかないのか、県はどこまで把握していらっしゃるのかなっていうことがお聞きしたいということ。

それから就労移行支援事業所のところですけども、地域によっては全く機能していない事業所があるんですよね。それで、就労移行であるんだけども、一般就労につなぐということに、力を入れていない就労移行があって、それって報酬の高いB型と同じことじゃないかというふうに思っていて、就労移行という事業はやはり移行支援をやってなんぼの事業なので、その事業のやり方については、やはり指導していただきたいというふうに思います。そこをどういうふうに県は捉えていらっしゃるのかということをお聞きしたいのと、このまま放置すると就労移行の地域格差みたいなものは、もう既に東部、中部、西部とあるんですけども、その地域格差が続くか、むしろ広がっていくのではないかなと思っているので、早急に手を打ってほしいと思います。

１つ提案ですけども、就労移行支援に取り組む事業所が、法人が随分少なくなっている。むしろ撤退していっているという状況の中で、このまま放置しておいていいのか。私の提案ですけども、多機能型で就労移行支援を始める事業所にインセンティブをつけてみてはどうかなということを考えています。要するに自分の法人がB型をやっていたとしてもA型をやっていたとしても、一部就労移行を、多分最低で６人ぐらいの定員になるんじゃないかと思うんですけど、そういう形で取り組もうというところがあった場合に、インセンティブをつけてあげる、もちろん達成できなかったら返していただくということは当然ですけども、そういう就労移行支援をもう少し強化するような、そういう事業を立ち上げていただきたいなというふうに思っております。

**（山﨑課長）**　ありがとうございます。

**（尾﨑部会長）**　はい、たくさん言っていただいてありがとうございます。今度は一般就労への移行の数が、どのような取り方をされているかということですね。

**（中島オブザーバー）**　そうですね。そこもね、もうちょっと支援を受けて働いている状態にきちんとしないといけなくて、ジョブコーチとしても入っておりませんし、定着支援としてもやっておりませんので、せめて、ナカポツにつなぐみたいなことはあってもいいかなというふうに思っております。

**（尾﨑部会長）**　たくさん出たので、ちょっと１つずつで、まず、そこに関しては、どのような数字の拾い方というか。

**（野嶋係長）**　はい。ありがとうございます。一般就労への移行の数というものは、おっしゃったとおり、B型の事業所もそうですし、移行支援事業者なり支援事業所から雇用契約のある、こちらにはA型の事業所も含まれておりますが、そういったところに移行された方の数を足し上げ

ている数字になっております。今おっしゃった、そこに具体的な支援がどのぐらいかかっているのかということについて、各事業所に一般就労に移行された方の数をお尋ねする時に、どういった支援を行なったかという、テキストに自由回答があるので、その辺りの集計もしているところではございますが、先ほどの御意見の中であった、ナカポツのほうに協力していただいたりですとか、支援の形いろいろあるんですけれども、どこまでのラインが、じゃあ、課せられるべき支援なのかというところが、県としてまだ認められてないところでございますので、県として国とは違う独自の基準を設けて、その内部支援を行った上で就労移行したというような形での数え方もあるべきですね。ですので、ちょっとどういう数え方が適切かいうところについては、引き続き検討をしてみたいと思っています。

**（谷口主事）**　すみません。一応補足なんですけども、今、県のほうで行っている一般就労移行状況調査のときに、支援の状況というところは確認のほうさせていただいておりまして、ハローワークへ誘導したかどうかということと、就労定着支援事業の利用をしているかいうようなところ、あと、職業訓練を受講されているのかというようなところと、ナカポツへ誘導しているかというところ、あとは、その他支援受けているようなことがあるかとか、もしくはそういった特別な支援をせずに自主的に就職活動を実施されたかというような、そういったところをチェックするような項目と、あとはどのくらいの期間、支援を受けていたかというところのアンケートを取らせていただいております。

昨年度も中島所長から御意見いただいたことも踏まえまして、その他の支援というところで具体的な支援と、全く支援を受けていない方を項目のほうに加えさせていただいたところでございます。まずは、そこのところの分析がちょっとできていないというような状況もあったりするので、県としてもいただいた御意見を踏まえて、状況について正確な把握に努めさせていただきたいなというふうに考えております。御意見ありがとうございました。

**（中島オブザーバー）**　一応、情報収集はしているんですか。

**（谷口主事）**　はい。分析とかはまだできてないですが。

**（中島オブザーバー）**　なるほど、分かりました。また、見してもらいたいです。

**（谷口主事）**　はい。よろしくお願いいたします。

**（尾﨑部会長）**　では、次がＢ型で自分の事業所のところでのお仕事が半分ぐらいとか、確かにあります、そういった事業所。Ａ型事業所への移行だとか、一般雇用への切替えとかいったところも反省としてあるのではないかというところなんですが、こちらについては。

**（中島オブザーバー）**　いやいや、そういうのを能力として、搾取されるんじゃないかと思うんですよ。申し訳ありませんけども、そういうことは実態としてやっぱりあってはいけないと思いますので。

**（野嶋係長）**　県障がい福祉課事務局でございます。そうですね。実際にその法人の仕事を一部切り出してという形でＢ型の事業所をつくってというケースは確かに、幾つか見聞きはしているところでございます。その法人の方、Ｂ型の事業所なのですが、障がいのある方には当然支援させていただくという形で考えられた形態だと思いますので、一方で御意見のあったとおり、もともと法人、つまり一般の企業での仕事の一部を切り出しているという意味合いで言えば、一般就

労の雇用に対し行うべきということで御意見も、一部考えられるところ。ただ、では全部切り替えるべきかというところについて、個別の状況にもよるかと思いますので、今後どういうＢ型の事業所の働き方であったり、どういうふうにするのがいいですかというところについて、引き続き考えていきたいと思います。個別の状況を確認がいるかと思いますので、今、まとめてこうしますというお示しができてないところです。以上でございます。

**（中島オブザーバー）**　ある企業さんが、受け入れがかなり厳しくなっていたけれども、Ｂ型をやったおかげで立ち直ったみたいなことを言っておられたことがあるので、それは違うんじゃないかなと思ったというように、そういう場合もあるかもしれないけども、やはり本来の目的は、福祉だと思うので、これはやはり会社の経営のために、立て直しのために福祉を使われるのはちょっと違うかなと。

**（山中オブザーバー）**　いいですか。僕はそこのところで、就労支援事業をしている中で、ちょっと思うところがあるのでお伝えいたします。ナカポツの利用とか、先ほどの就労移行したところでその経緯みたいなのを重んじるところは、すごく大切だと思うので、そこは何か一般就労をする流れの何か研修なのか、集いなのか分からないですけども、そこら辺もナカポツも含め、もちろんハローワークも含め、何か勉強会みたいな形ができると、ちょっとイメージしやすいのかな、要するに、他の人が一般就労に行ったら、ぎりぎりになって私もしたいです、こんなの見つけてきましたという人も中にはいたりするんです。そうするとそこにナカポツを使おうと思うと、これは僕らの知識が足りてないからいけないことかもしれないですけども、今から、またナカポツを絡ませると、ちょっと手間がいってスピード感が損なってしまうんじゃないかみたいな、そういうコンセンサスは、僕らも勘違いかもしれませんが、そういうことがあったりするかもしれないので、そういう勉強会や、何か毎年、県としてこれだけの人数出していくんです、その中で、こんな支援機関があるので、みんなで協力し合ってやっていきましょうみたいな姿がとれる形がすごく心強いのかなと。逆に、僕らも押し上げていったはいいけど、ほかの会社さんで傷ついて帰ってくるのを恐れて押し出しをやっぱりなくしたり、受入先の企業さんが、その当事の担当者がよくても、変わったら厳しくなるとかもあり得ることなので、やはりそういったいろいろな工夫は、地域によってできるのかなということは感じたところです。

それでもう一方、自法人の仕事についてというところ、ちょっと見方がいろいろあって、僕は逆にもともと親会社がなかったので、僕も親会社があってちゃんとした工賃が払える仕事を持っているって羨ましいなみたいに思ったこともあるんです。大きな社福さんもやはり清掃の仕事を出していたり、やはり自法人の中で活躍できる場所をつくり出して事業所として活用していくことはあると思うので、これは形的にちょっと、賛否というか、両方の見方があるかなというとこ、さっき中島さんのおっしゃっていたＢ型の人が搾取されてるような形はもちろん、給付金ビジネスとして受け取られるべきで、それはちょっと、はなから倫理観から離れているんですけども、そこら辺がやはりしっかりと相談支援や仕事を紹介、事業所を探すところにおいては、注意深く正しい情報を流す必要があるのかなということ。１つトレンドという言い方をしたらすごく軽く感じるかもしれんですけど、僕も全国の事業所の対応とかを見ていますと、大手企業が社会貢献の一環でみたいなことでＢ型をスタートして、自社の仕事をＢ型の方たち、障がい者の活躍の場

を作りましょうって、結構あるんですよね。最近、西部地区でも大きな建設会社さんがオープンして、そこが農業をやり、そこに対しては障がいの方がみたいな、そんな、僕からすると安直なのか、しっかりと練られたことなのか分からないですけども、何かそういった流れがあるんだろうなというところはあります。それと先ほど一般就労の中で言うと、一般就労に行った人を、何か褒め称えるような、表彰じゃないけど、県の方から貰えるまで頑張りましょうみたいな、何かそういう認められる、そんな夢があっても、事業所から就職者出したんだみたいなことになったら、あの事業所って一般就職にしっかりとつなげてる事業所だよねって。それで、事業所も評判がよくなって、通う人も増えるみたいな、そういったことも仕組み的に考えることは、お金をかけないでできるんじゃないかなというふうには思いました。

あと、先ほどの改善計画は、今はもう減算がしっかりかかるような法律になっているので、売上げ、生産活動収益から払えずに給付金から払うと減算になって、多分成り立たないというふうに、今のA型ではなっていると思うので、そこはA型に関していくと、もうおそらく県のほうでも改善計画を出すことは少なくなっているのかなという感じです。

あと、多機能型のインセンティブについては、僕が多機能型でうまく就労移行で行ってるところをあまり知らないので、逆に、専門で、大体就労移行のみでやってるところが成功出しているというイメージが多くて、多機能型でやっているところがどんどんなくなっていっているというイメージがあるので、そこら辺は、ほかの全国の何かいい事例が出ていれば、またちょっと聞いてみたいなというふうに思いました。

**（尾﨑部会長）**　ありがとうございます。すみません。１つ１つと思ったんですが、県のほうから、あとこれだけはとか、中島さんの御質問、御意見も通してお願いします。

**（野嶋係長）**　そうですね、中島さんと山中さんから御意見いただいたところで、A型事業所と、就労移行支援事業所のほうの在り方について御意見をいただいたところで、ちょっと今々はっきりした答えはお出しできないですけども、どういった形で取り組んでいくかということは、御意見をこれからもいただきながら考えていきたいと思います。それで、山中さんがおっしゃったことで１点だけ。利用者さんじゃないですけど、一般就労を進めている事業所について、福祉保健部ではなく商工労働部のほうになるんですけども、表彰するような制度がある。

**（山中オブザーバー）**　事業所から企業に行ったときに、その事業所が表彰受けると。その本人に授与するものか。

**（野嶋係長）**　事業所ですね。一般就労の方の数ですとか、取組をされてるという事業所を主に表彰するというような。

**（山中オブザーバー）**　ご本人には、何かある？

**（野嶋係長）**　利用者ご本人に表彰制度というのはないようです。雇用されていて長年勤めていらっしゃる方を表彰するというような制度なんですけれども、今、そういう御意見が出てきたということは、なかなか目にとまらないというような現状もあると思いますので、そういったことも含めて部局をまたいだ話になりますけれども、考えていきたいと思います。以上になります。大変貴重な御意見ありがとうございました。

**（尾﨑部会長）**　すみません。あと残りが３分になりまして、様々な意見交換したいなと思うと

ころなんですけれども、今日はこちらのほうで意見されていた議題というところは終了ということで、司会を県のほうへ戻したいと思います。お願いいたします。

**（野嶋係長）**　ありがとうございました。それでは、本日は障がい者プランの改訂について、選択支援の現状について、そのほかに、就労支援の関係ですね、この件についての御意見、課題をたくさんいただきましてありがとうございます。本日いただいた御意見についても県としても検討していって、よりよい支援の形を考えてまいりたいと思います。最後に連絡事項になりますが、改めましてプランの改訂につきましては10月頃に素案を検討予定しております。本部会の部会でいただいた意見についても検討して意見集約してまいります。本日お答えできなかった点が幾つかございましたけれども、それも含めて皆様には情報提供させていただきたいと思います。

また、就労選択支援についてですけれども、令和９年度からの取扱いについては国から通知内容、取扱いについては予定となっております。通知を待たずに国から動きがあり次第、皆様にはぜひ情報提供させていただきたいと思いますし、具体的な取扱いについて決まりましたら第２回の就労支援部会を開催することも含めて、皆様に御意見を伺いたいと、その現状について共有をさせていただきたいと思いますので、その際にはお忙しいところかと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

では、以上をもちまして鳥取県自立支援協議会就労支援部会を閉会させていただきたいと思います。皆様、大変お忙しいところありがとうございました。